

入 札 公 告

小城市 30 施設（高圧電力）で使用する電力供給について、次のとおり条件付一般競争入札を下記のとおり実施するので地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び小城市財務規則（平成 17 年小城市規則第 38 号）の規定を準拠し、次のとおり公告する。

令 和 8 年 9 月 1 日

小城市長 南里 隆

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

小城市 30 施設（高圧電力）で使用する電力供給

(2) 供給内容

別紙電力供給仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 供給場所

別紙 1 のとおり

(4) 予定使用総電力量

5,091,830kWh/年（内訳は別紙 2 のとおり）

(5) 供給期間

令和 8 年 12 月 1 日 00 時 00 分～令和 10 年 11 月 30 日 24 時 00 分

（詳細は別紙仕様書のとおり）

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、開札の日において、次に掲げる資格要件の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づき一般競争入札に参加することができない者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定を受け、かつ、手続開始決定後に本市の入札参加資格の認定手続きを完了している者であること。
- (4) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

- (5) 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」(別紙②)の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率 60%以上とすること。
- (6) 過去に、年間電力量 100,000kWh 以上の高圧受電施設に 1 年間以上、電力を供給した実績を要し、その実績の年間電力量総計が 500,000kWh 以上の者であること。
- (7) 供給期間の開始日までに電気供給の体制を整備できる者であること。
- (8) 事故発生等に緊急対応可能な体制を整備できる者であること。
- (9) 消費税及び地方消費税について未納がない者であること。
- (10) 小城市税について未納がない者であること
- (11) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社又は民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

- ① 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①の場合については、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

- ① 一方の会社の役員が、もう一方の会社の役員を現に兼ねている場合。
- ② 一方の会社の役員が、もう一方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合。

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (12) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者。

イ 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的

をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。

ウ 暴力団員であると認められる者。

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者。

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者。

カ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表を含む。キにおいて同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。

キ 法人であって、その役員のうちにウからオまでのいずれかに該当する者があるもの。

3 入札参加資格申請書手続き及びその審査

(1) 提出書類

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 電気事業法第2条の2による小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し

ウ 電気需給契約実績調書（様式2）

エ 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し（申請日の前3か月以内に発行されたもの）

オ 財務諸表（申請の直近における決算に係る貸借対照表及び損益計算書）

カ 印鑑登録証明書の写し（申請日の前3ヶ月以内に発行されたもの）

キ 委任状（様式3）（入札、契約等に関する権限を支店、営業所等に委任する場合）

ク 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し（申請日の前3か月以内に発行されたもの）

ケ 小城市税納税証明書の写し（申請日の前3か月以内に発行されたもの）

※小城市に納税義務がない場合は、申出書（様式4）を提出すること。

コ 資本関係又は人的関係のある法人に係る申告書（様式5）

サ 暴力団等の排除に関する誓約書（様式6）

(2) 提出方法

5(2) 問い合わせ先に記載している場所に、直接持参するか又は郵送（配達証明付簡易書留郵便に限る。提出期限必着のこと。）により提出すること。

(3) 提出期限

令和8年9月14日（月）17時00分まで

(4) 資格審査確認結果の通知

令和 8 年 9 月 30 日（水）までに入札参加資格確認結果通知書をメールし、原本は同日に郵送にて発送します。

(5) 辞退

条件付一般競争入札参加資格確認申請書提出後に入札参加を辞退する場合は、入札辞退届（様式 7）を提出すること。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について以下のとおり書面を提出することにより説明を求めることができる。

ア 提出期限

令和 8 年 10 月 7 日（水）17 時 00 分まで

イ 提出方法

5 (2) 問い合わせ先に記載している場所に、直接持参するか又は郵送（配達証明付簡易書留郵便に限る。提出期限必着のこと。）により提出すること。様式は任意とする。

(2) 説明を求められた場合には、令和 8 年 10 月 14 日（水）に回答を通知する。

5 質問の受付

本入札に対する質問や仕様書等について疑義がある場合は、次により質問書を提出すること。

（入札参加に関する質問）

令和 8 年 9 月 9 日（水）17 時 00 分までに提出すること。回答は、小城市ホームページ上で、令和 8 年 9 月 11 日（金）までに行う。

（入札公告に関する質問）

令和 8 年 9 月 29 日（火）17 時 00 分までに提出すること。回答は、入札参加資格確認申請書の提出があった全ての者に対し、入札参加資格確認申請書に記載されている担当者の電子メールへ令和 8 年 9 月 15 日（火）から令和 8 年 10 月 9 日（金）までに行う。（質問に対し、回答できるようになったところで随時回答する。）

問い合わせ先

〒845-8511 佐賀県小城市三日月町長神田 2312 番地 2

小城市 総務部 財政課 契約管財係

電話：0952-37-6117 FAX：0952-37-6163

電子メール：zaisei@city.ogi.lg.jp

6 入札及び開札

本入札方法は、小城市郵便入札実施要領に基づく郵便入札とする。

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和 8 年 10 月 16 日（金） 9 時 30 分から

イ 場所 小城市役所

(2) 郵送による入札書の提出期限等

ア 提出期限 令和 8 年 10 月 15 日（木） 17 時 00 分必着

イ 提出先 5 (2) 問い合わせ先に記載している場所へ郵送すること。

ウ 郵送方法 一般書留又は簡易書留による。

入札書及び入札内訳書を内封筒に入れ使用印鑑にて厳封し、それを外封筒に入れて郵送すること。なお、内封筒には、件名、商号等を記載するとともに「親展」、「入札書在中」と朱書きすること。

(3) 本入札は郵便入札であるため、代理人の入札は認めない。代表者によるものに限る。

(4) 入札参加者は、仕様書及び別紙契約書（案）を熟知のうえ、入札に参加すること。

(5) 入札参加者は、小城市のホームページに掲載している所定の入札書（様式 8）を使用すること。

(6) 入札金額の算出根拠として、入札内訳書（様式 9）を作成し、入札書と共に提出すること。

(7) 入札書と入札内訳書は別々に提出するため、まとめて綴じないこと。入札内訳書が複数枚となる場合は、綴じておくこと。

(8) 入札内訳書の基本料金及び電力量料金単価には 1 円未満の端数を含むことはできるが、入札金額を算出する過程で 1 円未満の端数処理を行い、入札金額には端数が出ないようにすること。

7 入札の取りやめ等

入札の取りやめ等の取扱いは、次のとおりとする。また、その決定に対し、入札参加者は異議を申し立てることができない。もし、取りやめとなった場合でも、この入札に関して発生した費用は入札参加者が負担するものとする。

(1) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(2) 天災地変その他のやむを得ない理由により入札をすることができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(3) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する不正な行為と認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(4) 公正に疑うに足る相当な理由があると認められるときは、入札の執行を延期し、

若しくは取りやめることがある。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、これを無効とする。

- (1) この公告に示した入札参加資格を有しない者が提出した入札書
- (2) 当該競争入札について不正行為を行った入札書
- (3) 記名押印のない入札書
- (4) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判別不可能な入札書
- (5) 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入した入札書
- (6) 入札の金額を訂正した入札書
- (7) 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (8) 一人で2以上の入札を提出した者
- (9) 次の入札内訳書を提出した者
 - ア 入札書の金額と一致しないもの（1円未満の端数処理は除く）
 - イ 見積もった電力料金合計から一括等で値引きを行っているもの
 - ウ 記載すべき項目についての記載がないもの
 - エ その他見積もった内容に誤りがあるもの
- (10) 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反したもの

9 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 1回目の入札で落札者がいないときは、1回に限りの再度入札を行う。再度入札の日時は概ね5日後以内に行う。（小城市郵便入札実施要領第4条を参照。）
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、小城市郵便入札実施要領第9条によるくじにて決定する。また、この場合のくじ用業者番号は、入札参加資格申請書を受付けた順番とする。

10 入札方法及び契約方法

- ア 入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、本市が別紙2にて提示する予定契約電力及び月毎の予定使用電力量に基づき算出した電力料金の年間総価を入札金額とする。
- イ 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。
- ウ 電力量料金単価における「夏季」の期間は7月1日から9月30日までとし、「その他季」の期間をそれ以外の月とする。

- エ 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額（消費税及び地方消費税相当額を含む金額）をもって落札金額とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を含む金額を入札書に記載すること。
- オ 入札金額の算出にあたっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び太陽光発電促進付加金並びに電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。
- カ 入札金額の積算方法を記した入札内訳書（以下「内訳書」という。）を添付すること。
- キ 本入札の契約は、単価契約となるので、入札金額が契約金額となるのではない。入札金額を算出する際に使用した（入札内訳書に記載した）各施設の基本料金単価及び電力量料金単価とする。

11 入札保証金及び契約保証金

小城市財務規則の規定により免除とする。

12 その他

- (1) 入札参加者又は落札者が本入札又は需給に関して要した費用については、全て当該入札参加者又は落札者が負担するものとする。
- (2) 本入札にて提出された申請書類は、返却しないものとする。
- (3) 申請書等の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨で作成すること。
- (4) この入札に係る契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合、小城市はこの契約を変更又は解除することができるものとする。
- (5) 入札結果については、小城市のホームページで公表する。
- (6) 本入札公告は、入札説明書を兼ねる。